

宇都宮市建設工事執行規則

昭和50年4月30日

規則第34号

(趣旨)

第1条 市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）については、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号。以下「契約規則」という。）に定めるがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(工事の執行方法)

第2条 工事の執行方法は、直営又は請負によるものとする。

- 2 直営で執行する場合においては、一部を請負に付することができる。
- 3 請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

(直営工事)

第3条 工事は、次に掲げる場合においては、直営で執行する。

- (1) 特に緊急を要し、請負契約を締結する暇がないとき。
- (2) 請負契約を締結することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に直営とする必要があると認めるとき。

(請負契約の締結)

第4条 落札の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内（宇都宮市の休日を定める条例（平成元年条例第4号）に規定する休日は、当該期間に算入しない）に契約書を作成して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。
- 3 請負代金額の変更その他工事の内容等に変更があるときは、請負契約を変更しなければならない。この場合において、請負者は、遅滞なく変更契約書を作成して市長に提出しなければならない。

(再度入札の参加の制限)

第5条 予算執行者が最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格に満たない価格で入札をした入札者は、再度の入札に参加することができない。

(工事に係る契約保証金の免除の特例)

第6条 市長は、設計金額が500万円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合は、

契約規則第35条第1項第3号の規定にかかわらず、当該契約に係る契約保証金を免除しないものとする。ただし、請負契約の変更契約であって、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除するものとする。

(1) 契約金額が500万円未満の契約を500万円以上の契約に変更するとき。

(2) 契約金額の30パーセント以内に相当する金額に係る契約の変更をするとき。

(随意契約における準用等)

第7条 第4条及び前条の規定は、随意契約における場合について準用する。この場合において、第4条中「落札」とあるのは「契約の相手方の決定」と読み替えるものとする。

2 前項により準用する場合において、1件の請負契約に係る予定価格が200万円以下の随意契約については、契約書の作成を省略し、請書によることができる。この場合において、第4条第1項及び第2項中「契約書」とあるのは「請書」と、同条第3項中「変更契約書」とあるのは「変更請書」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により、請書を徴した工事に係る内容に変更が生じ、変更後の請負代金額が200万円を超えるときは、変更契約書によるものとする。

(様式)

第8条 この規則に規定する契約書等の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に宇都宮市建設工事執行規則の規定によりなされている入札及び見積りに係る請負契約の締結並びに既に締結されている請負契約の工事については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月22日規則第11号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月10日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の宇都宮市建設工事執行規則様式第1号の規定は、昭和63年12月30日以後に締結した請負契約に適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日規則第28号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第12号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成8年7月31日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第4条（第7条において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日以後に財務規則第151条第1項の規定による入札の公告又は同規則第166条の規定による指名（以下「公告等」という。）を行う工事に係る契約について適用し、同日前に公告等を行う工事に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月25日規則第23号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の宇都宮市契約規則及び第3条の規定による改正後の宇都宮市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する随意契約について適用し、同日前までに締結した随意契約については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日規則第22号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。